もの　0.0017

AP_n　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成 29 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AR_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AG において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{12} ＝ 0.0202

AS_{13} ＝ 0.0204

AS_{14} ＝ 0.0189

AS_{15} ＝ 0.0194

AS_{16} ＝ 0.0214

AS_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0145

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る

AN_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AE において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO_{12} ＝ 0.0202

AO_{13} ＝ 0.0204

AO_{14} ＝ 0.0189

AO_{15} ＝ 0.0196

AO_{16} ＝ 0.0216

AO_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0145

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る